

「避難情報」に係る名称の変更について

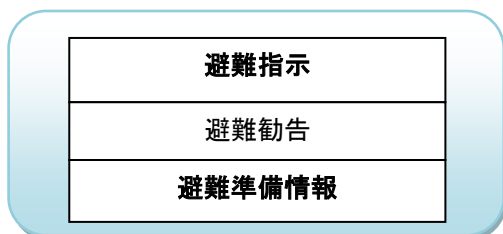
内閣府において、台風第10号による岩泉町での被災の教訓を踏まえ、「避難勧告等を受ける立場にたった情報提供の在り方」、「要配慮者の避難の実効性を高める方法」、「躊躇なく避難勧告等を発令するための体制」について課題と対策の在り方について検討し、「避難情報」の名称を下記のとおり変更しました。

つきましては、本市においても名称を変更し、3月1日（水）から運用を開始します。

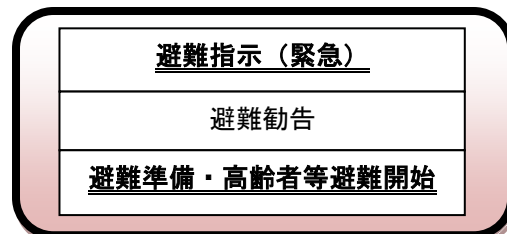
1 変更内容

(1) 新たな名称

(変更前)



(変更後)



(2) 取るべき避難行動

避難情報の種類	取るべき行動
避難指示（緊急）	まだ避難していない場合は、 <u>直ちに</u> その場から避難する。 外出することがかえって命に危険が及ぶ状況では、屋内の高い所に <u>直ちに</u> 避難する。
避難勧告	避難場所へ避難する。 外出することがかえって命に危険が及ぶ状況では、屋内の高い所に避難する。
避難準備・ 高齢者等避難開始	いつでも避難できるように準備をする。 身の危険を感じる人は、避難を開始する。 <u>避難に時間を要する人（高齢者、障害者、乳幼児を連れている方等）</u> は避難を開始する。

2 配信媒体

災害時において、下記配信媒体にて情報をお伝えします。

ほっとメール、豊橋防災ラジオ、同報系防災無線、HP 等

【問い合わせ先】

防災危機管理課 課長補佐 河合 孝始 ☎51-3125